

令和5年度第1回葉山町国民健康保険運営協議会議事録

日 時： 令和5年5月16日（火） 13時30分～14時20分

場 所： 葉山町役場 3階 議会協議会室2

出席者： 委員5人（傍聴者1人）

1 開 会

会長あいさつ

国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定により、委員2分の1以上が出席のため本会議は成立

同第2条第3項の規定により、副会長の選任

同第5条第2項の規定により、会議録署名委員を2名選出

2 議 題

(1) 令和5年度国民健康保険保険料（案）について

【議題説明】

(事務局) 【資料1】国民健康保険の保険料について（概略）

1. 国民健康保険の財政の仕組みの表は、収入と支出をまとめたものです。表右は医療費などの支出で、1段目の保険給付費は、被保険者が窓口負担いただいた残りの7割、8割分を国民健康保険からお支払いしているものです。この医療費、県に納める国民健康保険事業費納付金、保健事業費、特定健診に係る費用などの支出の総額を、表左の収入で賄うこととなります。左2段目の保険給付費等交付金、神奈川県補助金、一般会計繰入金、こういう収入を差し引いて残った、支出の総額に対し不足する額を、保険料として被保険者から納めていただくものになります。

次に2. 保険料の構成について 保険料としては3区分に分かれています。医療保険分とは、被保険者の医療費を賄うため、医療保険分として納めていただくものになります。後期高齢者支援金分については、75歳以上の後期高齢者医療制度へ支援をする分として、納めていただくものになり、介護納付金分は、介護保険の費用として負担をする分になります。

3区分のうち、国保に入ると必ずかかる保険料が、医療保険分と後期高齢者支援金分になり、介護納付金分につきましては、40歳から64歳までの方に納めていただく保険料になっています。

次に3. 応能割額と応益割額 所得割は加入者の所得に応じて保険料を計算する保険料になり、国保の中では応能割額となります。保険料全体の55%を所得割で決めさせていただくこととなります。均等割は、国保に入っていただくと必ず一人当たりにかかる保険料になり、保険料全体の30%を占めることとなります。平等割は、国保に加入している一世帯に対してかかる保険料になり、保険料全体の15%を占めるものになります。均等割と平等割は定額で、応益割額として納めていただくものになります。

所得に応じて保険料を計算する所得割は、例えば保険料全体が1億円かかるとしたら、

5,500万円となり、均等割を3,000万円、平等割を1,500万円と計算する仕組みになっています。

【資料2 令和5年度-令和4年度 国民健康保険料率等の比較】

保険料予算額をお示していますが、この額を賄い、かつ所得割で55%、均等割で30%、平等割で15%の割合を満たす結果が、今回提出した令和5年度国民健康保険料（案）でお示したそれぞれの料率となります。予算額よりも、算出した料率により求めた保険料額が下回ってしまう場合には、国民健康保険制度の運営ができない状況になりますので、必ずこの予算額を賄える保険料を計算しなければなりません。

なお、被保険者数と世帯数が減っている状況です。減少の理由につきましては、医療保険制度の変更があり、会社の社会保険に加入する要件が緩和されたことにより、就業者で国保から脱退する方が多くいたことと、団塊の世代のうち75歳に到達して後期高齢者医療保険制度に移行される方が多くいたことが要因となっています。

そのような状況で、料率（案）を算出したものが議題1になります。

医療保険分では、所得割が5.37%、前年度比較で0.62%上がることになりました。均等割は21,600円となり、前年度比較で1,650円上がることになりました。平等割は18,300円、前年度比較で800円上がることになりました。

一人当たりの保険料は年額67,277円となり、前年度比較で4,092円上がっている状況です。被保険者数は6,738人で、前年度比較で415人減っている状況です。

一世帯当たりの保険料については、世帯数が4,308世帯で、前年度比較で213世帯減っている状況になります。一世帯当たりの保険料が105,226円、前年度比較で5,256円増えている状況になっています。

後期高齢者支援分については、所得割が2.64%、前年度比較で0.34%増加となりました。均等割は9,900円となり、前年度比較で800円増額となっている状況です。平等割は8,100円、前年度比較で600円増額となっています。

一人当たりの保険料は、医療分と同じく415人被保険者が減っており、一人当たりの保険料は30,712円、前年度比較で2,505円増えている状況です。

一世帯当たり保険料は、医療費分と同じく213世帯減っており、保険料は48,035円、前年度比較で3,407円増えている状況です。

介護分については、所得割額は2.75%、前年度比較で0.75%増加となりました。均等割は11,900円、前年度比較で1,600円増えています。平等割は7,200円で、前年度比較で1,100円増額になっています。一人当たりの保険料は、被保険者数は2,692人で、前年度比較で39人減っている状況です。一人当たりの保険料は36,612円、前年度比較で4,846円増額となっています。

一世帯当たりの保険料は、世帯数が2,220世帯、前年度比較で33世帯減っており、保険料は44,397円、前年度比較で5,891円増えているという状況になります。

次に、平成29年度から令和5年度までの料率の変遷ですが、令和元年度から令和3年度まではコロナ禍であったことから料率を据え置いていました。令和4年度から少しずつ料率が上がっており、所得割は平成29年度に近い数字になっています。

町としても、可能な限り被保険者の負担を軽減するために、その他一般会計繰入金の額を

令和4年度から増額しています。令和元年度から3年度まで毎年7,000万円だったものを、今年度は2倍近い1億3,000万円を繰り入れますが、医療給付費の伸びに伴い、残念ながら、お一人当たりや1世帯当りの保険料額が増加傾向となっています。

【資料3】世帯状況別の保険料額の比較表

高所得世帯についての試算では、給与収入800万円で4人世帯のケースでは、前年度より95,532円増加するという結果になりました。

低所得で7割軽減の対象となる世帯についての試算では、3人世帯では3,435円の増加となっています。

【質疑・意見】

(会 長) 資料3で、各世帯でどれくらい値上がったのかは、どう見るのでしょうか。

(事務局) 給与収入800万円のケースで一番値上がり幅が大きく、95,532円になります。

(会 長) この数字について、各委員はどう思われるか。

保険料が高すぎるから下げるように、とこの協議会で賛成多数で可決した場合はどうなるのか。

(事務局) 今年度国保予算をクリアするための料率として算出していますので、これで委員の皆様にはご理解いただきたいところです。

(会 長) 運協で皆の承諾を得て、保険料率が決定されるわけですが、毎回、制度的にこの運営協議会の権限とは何かと悩むところになっています。この数字を見て判断するしかないのでしょうか。

(事務局) 町としても保険料率を抑制するために最大限努力したもので、一般会計からの繰入金もこれまでの最高額を繰り入れました。

歳出の県事業費納付金は、国保の都道府県化により、葉山町が県に収めるものになりますが、年々増額している。県内他市町村においても医療費が増額傾向になっているためです。県は事業費納付金を市町村から集めて、医療費を市町村に支払うようにしています。

葉山町の医療費だけならともかく、県内の医療費が伸びてしまっているため、納付金が伸びて、町保険料も伸びています。

町の医療費が伸びる分については、県が町分を負担するため影響は小さいのですが、県事業費納付金が伸びることは保険料への影響が大きくなります。

先日、県事業費納付金の抑制のため、県庁に町長、副町長以下の職員でうかがって、県事業費納付金の激変緩和措置をしていただきたいと県局長に伝えてきました。

町としても努力してきたのだけれども、保険料が値上がってしまっている状況です。町としても毎年努力していくので、国保を運営できる保険料でご理解いただきたいと思います。

(委 員) その他一般会計繰入金が、平成30年度の9,000万円から7,000万円に下がった理由は何でしょうか。

(事務局) コロナ禍前で平成30年度に9,000万円に上がったが、令和元年度に医療費の伸びが抑えられて、コロナ禍が始まって、令和2年度、令和3年度で医療費が伸びなかったために、7,000万円になったものと考えています。

(委 員) 被保険者数が減ったのは、社会保険へ移った人と後期高齢者医療保険へ移った人がいるという説明だったが、どのような割合になっていますか。

(事務局) 人数としては、75歳になって後期高齢者医療保険へ移行するのが、今、年間200~300人

らいです。今後、2025年度までは毎年200～300人が後期高齢者医療保険に移行すると見込んでいます。それ以後は落ち着くと見込んでいますが、それまでは国保の被保険者は減っていくと見込んでいます。

(委員) ずいぶん一人当たりの保険料が上がった感じがあります。一般会計繰入金で賄ってもこれだけ上がってしまうというのは分かりますが、コロナ禍の令和元年度から令和4年度の間で医療費が下がったということでしたが、令和5年度には医療費が上がるだろうと見込んで保険料を計算したということでしょうか。

(事務局) 既に令和4年度中から葉山町の医療費給付額は上がってきており、それを踏まえて令和5年度の医療費の予算を組みました。

県内の医療費については県が推計して、県全体で支えようということで、市町村が負担していく。県事業費納付金という形で年度当初に確定額が県から示されます。これを賄うために保険料を決めて納めていきます。県に対し、県事業費納付金額を抑制できないかと働きかけたところではありますが、県が歳入欠損になってしまいます。町がコントロールできないところではあります。

(会長) この協議会で保険料を変えるということはあるとはいけないということでしょうか。

(事務局) 提出した案でご理解いただきたいところです。町としてもできることをやっていきたいと考えています。

(委員) 県は事業費納付金で調整しているということですね。そうすると、他市町村の保険料も上がると思っているのでしょうか。

(事務局) 全体的に上がると思います。制度上、県事業費納付金を下げるための国からの公金をもっとあればいいのですが、今の時点では効果的な国庫補助・県補助がありません。県事業費納付金が上がると町保険料が上がるという点を大変悩ましく思っています。

(会長) 後期高齢者医療保険制度に国保から毎年200～300人が移行するのは数年続くということでしょうか。

(事務局) あと2年は続く見込みです。

(会長) さて、運営協議会として意見書をつけるか、それともこのまま異議なしとするか。これほど保険料が上がるのに、協議会は町に何も言わなかったのかといわれてしまうのか。本協議会が町に意見、要望をしたということを対外的に示す役目もあろうかと思えます。

(事務局) 運営委員会からご意見をいただいたと対外的に説明していきたいと考えています。

(会長) 被保険者代表委員はどう考えますか。

(委員) 保険料が上がるのは困ってしまいます。しかし、世間でいろいろと値上がっている中、保険料だけ据置くのは難しいとは思っています。

(委員) 所得割・平等割・均等割の比率が変わるという話を聞いたことがあるのですが、今、どのような状況でしょうか。

(事務局) 比率は市町村によって異なりますが、今すぐに変えるという予定はありません。

【審議結果】

委員の意見を附して承認する。

委員の意見：町は保険料の増額を抑制する一層の努力をされたい。